

名古屋市天白区役所と学校法人東海学園 東海学園大学との連携・協力に関する協定書

名古屋市天白区役所（以下「甲」という。）及び東海学園大学（以下「乙」という。）は相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多種多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙が包括的な連携・協力のもと、健康づくり、生涯学習、文化、まちづくり、福祉、防災などの分野において相互に連携・協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 健康づくり事業に関する事
 - (2) 教育支援、生涯学習、文化及びスポーツの振興発展に関する事
 - (3) 安全で安心な住みよいまちづくりに関する事
 - (4) 地域福祉の向上に関する事
 - (5) 地域防災の協力に関する事
- 2 前項各号に定めるもののほか、甲又は乙は、必要と認める事項について相手方に連携・協力を求めることができる。

（経費負担）

第3条 前条に定める連携・協力の実施については、甲乙それぞれの予算措置及び規程の範囲で行うものとし、この協定により新たに特定の経費負担の義務を負うものではない。

（連絡調整窓口）

第4条 この協定書に基づく連携・協力の推進のため、甲乙に事務担当の窓口を設置する。

（協議）

第5条 この協定書に基づく連携・協力事業について、1年度間に1回以上の協議を行うものとする。

（期間等）

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了2か月前までに甲乙いずれからも改廃の申し出がない場合は、1年間自動的に更新するものとし、以後同様とする。

2 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項、成果の利用条件など必要な事項については、甲乙が協議して別に定める。

この協定書は2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成27年12月16日

名古屋市天白区役所

区長 伊藤 容子

東海学園大学

学長 松原 武久